

富山市ふるさと納税支援業務委託 提案競技（公募型プロポーザル）実施要領

1 趣旨

富山市では、ふるさと納税制度を活用し、本市を応援していただける寄附者を増やすとともに本市及び本市返礼品のPR、返礼品の販路拡大、地場産業の活性化に寄与することを目的に、インターネットを利用した申込受付から返礼品等の選択及び決済までの一連の寄附手続きを行うことのできるポータルサイトの構築、クレジット決済等の寄附方法の提供、寄附者に提供する返礼品の発注及び配送、返礼品の開発・選定、寄附者等からの問い合わせ対応等について事業提案を募集するものであり、本要領は、業務委託契約を締結するにあたり、受託者を特定するために必要な事項を定めるものであります。

2 業務の概要

(1) 業務内容

別紙「富山市ふるさと納税支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(3) 業務委託料限度額

平成30年度 44,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、上記限度額については、議決後に予算措置されるものであり、予算上の都合その他必要があるときは、限度額を変更する場合があります。

3 参加資格条件

富山市ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザルに参加しようとする者は次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 富山市競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続き開始の申し立て、民事再生法による再生手続き開始の申し立て又は破産法による破産の申し立てがなされていないこと。
- (6) 複数の自治体において、ふるさと納税に係る業務（業務内容は別紙「仕様書」の4に掲げるもの）を一括して受託した実績があること。
- (7) 別紙「仕様書」にもとづく要件に対応できること。
- (8) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等）を講じていること。

4 公募要領の周知・確認方法

富山市ホームページに掲載するとともに、富山市役所庁舎 2 階の財務部納税課にて直接交付する。

5 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

① 提出書類

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ ふるさと納税に係る業務を一括して受託した実績（任意様式）
- ウ 会社概要（任意様式）

② 提出期限

平成 29 年 12 月 7 日（木）午後 5 時（必着）

③ 提出方法

富山市財務部納税課に持参又は郵送

(2) 参加資格の確認

参加資格の有無に関する確認結果については、参加申込者に確認結果を通知し、参加資格要件を有する者に企画提案書の提出を要請する。

6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、総務省からの通知内容等を踏まえた上で、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。なお、企画提案書は自由様式とするが、提案書の用紙サイズは、原則として A4 サイズとし、目次及び頁番号をつけ作成することとする。

(1) 提案内容

企画提案は、次の事項について説明するものとする。

- ① ふるさと納税制度に対する理解と受託業務実施に対する考え方
- ② 受託業務実施体制（寄附者、返礼品取扱事業者、富山市と提案者との関連、業務受託後の相談窓口の設置個所と緊急時における対応手順、これまでの受託実績）
- ③ 富山市の事務負担軽減に対する措置
- ④ 寄附者の利便性向上に向けた措置
- ⑤ 寄附及び返礼品申込受付サイトのイメージ（寄附申込画面（返礼品の有無の選択画面を含む）を含めたインターネット画面）及び認知実績
- ⑥ 寄附者を呼び込むための手法（寄附申込予定者に対するプロモーション方法、カタログの作成イメージ（既存の自治体向けカタログの提出可））
- ⑦ 寄附申込・寄附入金・返礼品に係る苦情やトラブル等に対する対応方法（体制）
- ⑧ 運用開始予定（平成 30 年 4 月 1 日から運用開始）に向けた準備の確実性（想定スケジュールを提示すること）

- ⑨ 返礼品取扱事業者に対する適切な支援体制
- ⑩ 富山市の返礼品開発への考え方とこれまでの開発実績
- ⑪ 返礼品発注・在庫・配送管理手法
- ⑫ 個人情報保護対策（返礼品取扱事業者の個人情報保護対策も含む）
- ⑬ 自社の優位性
- ⑭ 業務に要する費用について

（2）提出書類

① 企画提案書

任意様式（A4サイズ縦、横、枚数不問）、目次及び頁番号をつけ提出すること。

提出の宛先は「富山市長 森 雅志」とし、件名は「富山市ふるさと納税支援業務委託に係る提案書」とすること。

② 参考見積額

20,000円の寄附が5件あった場合の成果報酬の見積額とする。見積書の添付資料としてこちらの指定した金額の寄附があった場合を想定した見積額を記入したものを提出すること。（見積額算出のための根拠を明示すること。）

なお、導入初期費用、基本使用料、1件あたりの処理料（カードブランド等により処理料が異なる場合はすべて記載すること）、その他すべての費用について各項目毎に記載すること。

（3）提出方法等

① 提出期限

平成29年12月26日（火）午後5時（郵送の場合は同日必着とする。）

② 提出方法

富山市財務部納税課に持参又は郵送

③ 提出部数

正本1部、副本10部とする。なお、提出のあった資料は返却しないものとする。

7 質疑応答

（1）受付期間

平成29年12月1日（金）から12月14日（木）午後5時まで

（2）提出方法

質問書（様式第2号）を電子メール又はFAXのいずれかの方法により富山市財務部納税課に提出するもの。

（3）回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものを除き、12月18日（月）に富山市ホームページで回答内容を公表する。

8 審査方法等

(1) 審査方法

審査については、富山市ふるさと納税支援業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書を提出した者の中から、企画提案書の内容及び企画提案内容に係るプレゼンテーションを総合的に勘案した上で委員会委員が評価し、各委員の評価点の合計が最も高い者を受託者として特定する。また、評価点と同点となる者が2者以上あるときは、委員の合議により順位を決定する。

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者は、委員会においてプレゼンテーションを行う。

ア 日時及び場所

平成30年1月9日（火）を予定（日時・場所についての詳細は別途案内する。）

イ 実施時間

各事業者1者ずつの呼び込み方式とし、1者20分程度（準備時間除く。）の説明時間とする。その後、質疑応答を10分程度行う。

ウ 参加人数

プレゼンテーションに参加する人数は3名以内とする。

エ その他

プレゼンテーションにあたり、必要な機材はすべて事業者で用意することとする。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は採否に関わらず、すべての企画提案者に通知する。

9 契約の締結

受託予定者に決定した事業者と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書にもとづく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。

10 スケジュール

実施内容	日時
プロポーザルの公表	平成29年12月 1日（金）
参加表明書等の提出期限	平成29年12月 7日（木）午後5時
参加資格審査結果通知、参加要請書の発送	平成29年12月11日（月）
質問の提出期限	平成29年12月14日（木）午後5時
質問に対する回答公表	平成29年12月18日（月）
企画提案書等提出期限	平成29年12月26日（火）午後5時
プレゼンテーションの実施	平成30年 1月 9日（火）（予定）
審査結果通知	平成30年 1月12日（金）
契約締結	平成30年 2月 1日（木）（予定）

1 1 企画提案書の取扱い

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合
- カ 2つ以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合
- キ その他本市があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ク 上記アからキに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合。

(2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字、脱字修正等、軽微なものは除く）。

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

(4) 費用負担

企画提案書の作成・提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、企画提案者の負担とする。

(5) その他

- ア 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- イ 提出された企画提案書は返却しない
- ウ 提出された企画提案書等は富山市情報公開条例にもとづく情報公開請求の対象となる。

1 2 留意事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により富山市の承諾を得なければならない。

(2) 遵守事項

委託業務を遂行するにあたっては、富山市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

(3) その他

手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

1 3 問合わせ先

富山市財務部納税課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市役所庁舎2階

電話番号：076-443-2026（直通）FAX 番号：076-431-5896

Eメール：nouzei-01@city.toyama.lg.jp